

## 令和8年3月定例教育委員会 会議録

3月定例教育委員会を令和8年3月16日(月)午前10時 市役所401会議室に招集する。

### ◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 堀 美鈴 委員 木澤和子  
委員 野副紫をん 委員 吉野孝博 委員 佐曾利吏佐

事務局 【学校教育課】 安藤課長補佐 前田統括主査  
森指導主事 黒木指導主事

【文化推進課】 星野課長補佐

【スポーツ交流課】 吉野主査

【歴史まちづくり課】 小川課長補佐

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

---

### ◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告  
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
  - 第40号議案 犬山市いじめ問題専門委員会規則の制定について
  - 第41号議案 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について
  - 第42号議案 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について
  - 第43号議案 犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について
  - 第44号議案 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について
  - 第45号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
  - (1) 後援名義使用承認に関する報告
  - (2) 4月・5月行事予定表について
  - (3) 令和8年度教職員定期人事異動に係る事項について
  - (4) 「犬山市の教育施策2026 学びの学校づくり」について
  - (5) 「犬山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について
  - (6) 「犬山市地域クラブ認定要綱(案)」について
  - (7) 令和7年度犬山市教職員退職辞令伝達式について  
日時：令和8年3月31日(火) 午前10時00分より  
場所：犬山市役所2階205会議室
  - (8) 令和8年度犬山市教職員辞令伝達式について

日時：令和8年4月1日(水) 午前9時45分より

場所：犬山市役所2階205会議室

(9) 議会の議決を経るべき事件について

(10) いじめ防止に向けて

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

<b>開 会</b>	
教 育 長：	ただ今より3月定例教育委員会を開催します。
教 育 長：	<p style="text-align: center;"><b>教育長報告</b></p> <p>皆さんおはようございます。本日は令和7年度最後となります3月の定例教育委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>3月13日に丹葉地方教育事務協議会がありました。この会には、渡邊教育長職務代理者、木澤委員にも事務協の委員としてご出席いただきました。先月の定例協でご承認をいただいた事務協としての教職員の人事異動内申案を、事務所を通して県教委にご報告いただき、その後県教委から正式な内示として示されたものが今机の上にある文章です。3月13日に、校長先生方から異動される教職員本人に対して内示が行われました。新聞発表は3月30日の朝刊の予定です。教職員の人事につきましては、これまでいろいろお世話をおかけいたしました。ここまで無事たどり着くことができましたことを、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>3月6日に中学校の卒業式が無事終了いたしました。ご出席をいただいた委員の皆様、本当にお疲れ様でした。また、今週19日には小学校の卒業式が行われることになっています。お世話をおかけしますが、ご予定をいただきますようお願いいたします。</p> <p>令和7年度も残すところ2週間程となりました。本年度も、それぞれの学校でいろいろなことがありました。1年を終えるにはまだまだ乗り切っていかなければならない案件がいくつかありますので、早急に対応して何とか無事1年を終えたいという思いでおります。</p> <p>全ての子どもたちが安心して安全な環境の中で伸び伸びと育ち、将来に向けて夢と希望を持ってたくましく生きていくことができるように、犬山市教育委員会として学校現場を力強く支えて参りたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから3月の定例教育委員会を始めさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>

	<b>第 4 0 号議案</b>
教 育 長:	第 4 0 号議案「犬山市いじめ問題専門委員会規則の制定について」、事務局お願いします。
安藤 課長補佐:	<p>附属機関の条例については今開かれている議会で審議いただいているところですが、可決される前提で会議にお出ししていることをご承知おきください。</p> <p>この委員会は「いじめ防止対策推進法」に基づくもので、いじめ重大事態が起こった場合に第三者による調査を行うためのものです。近隣自治体において、この附属機関の条例等が整備されていなかったことで問題になったという案件がありました。それを受けて、犬山市においてもきちんと附属機関として整備をしておき、重大事態への迅速な対処に取り組むということで、その準備になります。</p> <p>なお、当市においてはこれまで重大事態の発生はありません。</p>
教 育 長:	<p>昨年でしたか、江南市で中学校 2 年生の女の子が列車に飛び込むという事件があり、いじめが原因ではないかということで、第三者委員会を開けというようなことがありました。江南市にはこういった規則はなかったので急いで法整備をしたという事例を受け、犬山市でこんなことがあってはいけないけれど、万が一あったときに慌ててどうこうしなくてもいいように前もって整備をしておくというのが元々のねらいです。今後こういったものが活用されないことを願うわけですが、万が一の時のためにということで規則の制定を行うということです。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第 4 0 号議案「犬山市いじめ問題専門委員会規則の制定について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 4 1 号議案の審議に入ります。
教 育 長:	<b>第 4 1 号議案</b>
	第 4 1 号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について」、事務局お願いします。
安藤 課長補佐:	<p>今回の改正は学校教育課に関わるものです。新旧対照表の左側が改正後、右側が現状のものです。右側にある「ケ」に関しては、国の拡充を受けて市としてやっていた私立高等学校等授業料補助金を取り止めるという方向性が決まっていますので、この事務分掌から削除します。左側の「コ」に関しては、学校運営協議会や地域学校協働本部を「地域の教育力の活用に関すること」ということでまとめ、今まで記載がなかったので追加します。また「ソ」「タ」は、学校の施設に関しては設置等のことしか規定がなく分かりづらかったので、施設の他 I C T 環境に関しても学校教育課の所管だということをきちんと明示するため整備します。</p>

教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第41号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第42号議案の審議に入ります。
教 育 長:	<b>第42号議案</b> 第42号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」、事務局お願いします。
安藤 課長補佐:	今回の改正は言葉の整理のみです。犬山市旅費支給条例の中で「出張命令」が「旅行命令」と変わりますので、その文言を整理します。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第42号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第43号議案の審議に入ります。
教 育 長:	<b>第43号議案</b> 第43号議案「犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について」、事務局お願いします。
安藤 課長補佐:	内科医・眼科医・耳鼻咽喉科医は、尾北医師会に推薦をいただき2年間の任期で回しています。令和7年度末で一旦任期が切れるため、令和8年度、令和9年度の学校医として委嘱するものです。犬山中学校の内科医が息子さんに代替わりして1人替わっていますが、その他は今と同じ先生です。 学校歯科医は2年の任期ではなく一度委嘱したら退任されるまで継続となっていますが、今回3名の方から退任されるという申し出がありました。犬山南小学校が河田先生から河田先生へ、羽黒小学校が石原先生から宮本先生へ、犬山西小学校が野田先生から萩原先生に替わるということで、ご本人たちの調整は取れています。このような形で後任者を委嘱したいというものです。
吉野委員:	内科医・眼科医・耳鼻科医には任期があつて、歯科医・薬剤師には任期がないという違いはどこからきているのか教えてください。
安藤 課長補佐:	昔は2年の任期というのはありませんでした。平成15、6年より前だったかと思いますが学校医にちょっとトラブルがあったため、ちゃんと尾北医師会に推薦をしていただいて2年で回そうというように医者の方だけ変わりました。歯科医・薬剤師に関しては、それ以前と同じように一度任命したら退任されるまでとなっています。現状で特段不都合が起こっていないので、内科医・耳鼻科医・眼科医だけそのように変わって、他は変わらずというまま引き継いできています。

教 育 長:	これは他の市町も一緒ですか。
安藤 課長補佐:	江南と扶桑と大口が、その時同じように尾北医師会に推薦をもらって2年任期でやるというように変わったと聞いています。同じ管内でも岩倉は尾北医師会ではないものですから、どのように現在回しているのか調べたことがありません。
教 育 長:	かつて一度校医になったら、ちょっと学校の不都合があっても変えていただくことができない状況がありました。尾北医師会も一度推薦したらそれを取り下げることができないので、任期を付けて2年ごとに換えられるような状況だけは作ったという経緯があったのだらうと思います。 ご意見ご質問ありますか。 では、第43号議案「犬山市学校運営協議会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第44号議案の審議に入ります。
教 育 長:	<b>第44号議案</b> 第44号議案「犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
小川 課長補佐:	この審議会は犬山市文化財保護条例に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するために設置され、教育委員会が委嘱することになっています。現在の委員が3月末で任期満了になりますので、全て継続して委嘱したいと思っています。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間で、会議は何事もなければ年2回程度の開催を予定しています。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第44号議案「犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第45号議案の審議に入ります。
教 育 長:	<b>第45号議案</b> 第45号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局お願いします。
吉野主査:	今回お願いするのは15名の方々です。1人No.15の谷繁祐樹氏を新規でお願いしたいと考えています。No.3の方は4月14日から、それ以外の方は4月1日から2年の任期で再任させていただこうと思っています。3頁には関係法案を、4頁には現在のスポーツ推進委員の名簿を記載させていただきました。スポーツ推進委員は定員が25名以内とい

	うことになっていきますので、ご承認をいただければと考えています。
教 育 長:	委嘱期間が違うのは、委員途中で辞められたら前の方の残された任期を含めてそこからスタートになったからだと思います。 ご意見ご質問ありますか。 では、第45号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	<b>通信及び請願</b>
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	<b>協議・連絡</b>
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
星野 課長補佐:	令和8年1月31日から2月28日の間に犬山市教育委員会後援名義使用を承認した事業は9件ありました。継続事業6件、新規事業3件です。新規事業についてご説明します。 No.2「Inuyama成田山レレレライド」です。主催は犬山レレレライド実行委員会、昨日3月15日午前9時から午後4時まで、犬山成田山発着、犬山市周辺コースとして開催されました。目的・内容は、2026年春改正の自転車道路交通法を市民他に認知させる、ライドイベントを通して犬山の魅力を伝え発信する、成田山イベント会場にてペットボトルロケット製作教室を開催するというものでした。 No.3「第7回わんぱく相撲犬山場所」です。主催は一般社団法人犬山青年会議所で、5月16日午後1時から午後4時まで犬山北小学校の体育館で開催されます。子どもたちが真剣に挑戦し成長できる機会の提供を目的に、犬山市周辺の小学生を対象とした相撲大会を実施するものです。 No.4「工房の仲間達展（工房尾張桃山20周年記念作品展）」です。主催は工房尾張桃山で、4月22日午前10時半から4月26日午後3時まで、可児市文化創造センターa1aギャラリーで開催されます。犬山市桃太郎神社境内に工房を構えた「工房尾張桃山」が20周年を迎えたので、それを記念して会員を中心に作品展を開催するものです。
野副委員:	No.2についてですが、参加費が8,000円となっていますがこれはどのような費用ですか。こういうイベントとしては非常に高いのでちょっと気になりました。
吉野委員:	似たような質問なので重ねていいですか。 参加者数300名というのは8,000円が300名なのか、それとも自転車に乗る人は何人かだけで、ペットボトルロケット制作教室等に参加されるお子さんを含めて全部で300名なのか、その辺も加えて教

	えて欲しいです。
教 育 長:	何かこれに関連するご質問ありますか。
堀 委 員:	目的と内容が盛沢山で一体どんなふうに行われたのか、わかれば教えてください。
渡邊委員:	ライドイベントって何をやるんですか。
吉野主査:	レレレライドは自転車に乗って市内を回るというもので、以前は「ポタリングクラブ」というところがやっていたものの後継という形でやっています。費用については、資料で確認すると景品やチラシ等に充てており、参加者300名1人につき8,000円を徴収するという形になっています。ペットボトルは、午前の部と午後の部で25名ずつ募集して行うと聞いています。当日は警察等にも協力いただき、春の改正自転車道路交通法の周知をしたりしています。
教 育 長:	ポタリングというのは市長も関わってきていらっしゃるサークルですよ。犬山では結構前から活動されていて、それなりに犬山を舞台にやっていたらしく、犬山も市も応援をしてきた状況があります。これ300人本当に出たかどうかまだわかりませんね。
吉野主査:	そうですね。まだ実績報告が上がってきていませんので。
教 育 長:	8,000円で300人といったら240万。そんな金が動いている状態です。そんなに変なことには使っていないと思います。おそらく参加される方は継続的に活動してみえる方が多いので、8,000円出しても出ようかという方がいらっしゃると思います。対象は子どもというよりもむしろ大人ですよ。親が子どもを連れて参加する場合がありますが、そのあたりは承知でやっていたらしくとは思いますが、特にこれについては文句も何も教育委員会には入ってないですよ。
安藤 課長補佐:	補足の説明ですが、検索するとショートコースとロングコースに分かれていて、2～3時間のショートコースで大人1人で参加する場合は5,000円、親子で参加する場合は8,000円。行程が50kmあるロングコースだと8,000円です。例えばロングコースだと9つの休憩ポイントがあつて、そのポイントポイントでおやつや食べ物の提供があるので、そのあたりで費用がかかると思われます。
教 育 長:	ランニングフェスティバルは市が主催なので経費も市ですが、これは多分自分たちで運営していますので、会費からそういった経費を使っている。ただ、これだけのお金がかかるのかなという感じはしますね。
星野 課長補佐:	成田山のお祓い料が計上されていて、1台当たり1,500円かかると書いてあります。
教 育 長:	車を買替えたりすると成田山で交通安全のお祓いをしてもらいますが、自転車は1,500円かかると。実質的には8,000円からお祓い料を除けば6,500円ということになるのかもしれない。
渡邊委員:	実数の報告は。300人集まらなかったら大赤字です。
教 育 長:	報告書は1月以内に出るので、それが出ないとわからないですね。大

	赤字なのかトントンなのか、それでもある程度運営ができると。 これは報告書がまだ出ますよね。もしわかれば参加人数だけ後日お知らせいただけるとありがたいです。
堀 委員:	No.3についてですが、今まで犬山でこういうわんぱく相撲みたいなものはありましたか、ありませんでしたか。後援名義は新規でも取り組みとして。
佐曾利 委 員:	青年会議所の方からお聞きしたことあったので、コロナ前はやっていたと思います。なので、新規なんだとちょっと思いました。
教 育 長:	コロナで一時的に中断してまた新たに始められたのかな。
安藤 課長補佐:	全国の青年会議所としては「わんぱく相撲」を結構やっているの、後援名義として上がってきたのが初ということではないでしょうか。
教 育 長:	今までは後援名義は取らないで独自でやっていたけれど、教育委員会の後援名義を申請されるようになったということですね。 よろしいでしょうか。 では次に「4月・5月行事予定表について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	4月は1日に犬山市教職員の辞令伝達式が市役所で行われます。各校の校長先生に参加していただく予定です。8日小学校入学式、9日小学校始業式、中学校では入学式と始業式が行われます。下旬の20日から授業参観が各校で行われます。 5月は宿泊を伴う行事が入ってきます。小学校は自然教室、中学校は自然教室と修学旅行が中旬から下旬にかけて各校行われます。 定例教育委員会は4月27日、5月26日の予定となっていますので、よろしく願いいたします。
渡邊委員:	モンキーセンターがリニューアルで休園することになりますが、モンキーワークはどうしますか。
教 育 長:	今日新聞に載っていましたね。いつから休園ですか。
渡邊委員:	10月からです。
教 育 長:	10月ならモンキーワークはそれまでには終わってしまうので、支障は多分ないだろうと思います。
渡邊委員:	ただ、来年は。
教 育 長:	来年度以降はリニューアルするのにどれだけの年月がかかるかですね。1年も2年もかかるんですか。
渡邊委員:	2、3年です。
教 育 長:	じゃあ、中止ですね。でもその間おサルさんたちはどうするんだろうか。
渡邊委員:	Y o u T u b e で何か出すらしいです。
教 育 長:	お客さんを招き入れて見てもらうことはできないけれど、センターからこんな状況だよと発信はするということですね。中断するのか形を変えてやるのか、そのあたりは学校も考えて、モンキーセンターの方と協

	<p>議をしながらですね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では次に「令和8年度教職員定期人事異動に係る事項について」、事務局お願いします。</p>
森 指導主事:	<p>2月の定例教育委員会で示した内申案と変更した部分が2点あります。令和8年度教職員定期人事異動内示、同異動者名簿を配布していますのでご覧ください。</p>
教 育 長:	<p>先月お配りした内示案から変更がありましたので、これが最終的に正しい内示であるという捉え方をさせていただければと思います。</p> <p>では次に「犬山市の教育施策2026 学びの学校づくり」について、事務局お願いします。</p>
森 指導主事:	<p>2月から変更した箇所について説明します。</p> <p>「I 基本理念」について、子ども像、教師像、学校像という表記をしていましたが、子どもの姿、教師の姿、学校の姿という表記に変えました。何々の姿という方が読み手により伝わりやすいと考えてのことです。また「めざす子どもの姿」の右側が「自ら学ぶ力を身につけた感性豊かな子ども」になっていましたが、「自ら学ぶ力を身につけた子ども」に変更しています。自ら学ぶ力を身につけた子どもの育成を目指す中に、感性豊かな子どもも付随してくると考えてのことです。</p> <p>11ページの表の上に記載してある文中に、「通年、学校は公開しております」という表記を追加しました。</p>
堀 委 員:	<p>5頁(1)に「幼稚園・子ども未来園・小学校・中学校」とありますが、対象は公立のみですか。なぜかという、保育園は犬山に2園あります。幼稚園だったら公立でも私立でも幼稚園と読み取れます。子ども未来園という名前は公立しかありません。あと、さくらさんと白帝さんが保育園という名前であります。こういう表記だと、対象の中に保育園は入らなくなるのかなあと。全部を見るとしたら、ここに「保育園」が要ると思います。</p>
教 育 長:	<p>おっしゃるとおりですね。幼保小合同研修会は、私立幼稚園の先生方も出られますか。あるいは私立保育園の先生方も出られますか。</p>
堀 委 員:	<p>声はかけてあります。</p>
教 育 長:	<p>出る出ないは先生たちの都合、声はかけてあるということですね。これはちょっと変更していただく必要があるかな。多分堀先生ならではの気付きだと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では「犬山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、事務局お願いします。</p>
森 指導主事:	<p>本計画は、国が定める公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定し、この計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもた</p>

	<p>ちのための教育の質をさらに高めていくことを趣旨としています。</p> <p>1 頁に「(2) 犬山市の現状」として、令和6年度の時間外在校時間を記載しています。</p> <p>2 頁「2. 目標」の(1)に時間外在校時間に関して、(2)にワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を記載しています。計画の期間は令和8年度から令和10年度までです。「4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」の(1)業務の3分類を踏まえた業務の見直しについて、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について記載しています。保護者や地域の方の協力、支援を得ながら進めていけたらと考えています。</p> <p>今後についてですが、取り組みの着実な実行を図るため、在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会でも報告していきます。また、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを各学校でも進めていきます。</p> <p>本計画は令和8年4月1日から施行します。</p>
教育長:	<p>前にもお話ししましたが、今教員は時間外の手当が出ずに一律4%の調整手当がついています。4%というと1時間に換算すると500円相当です。500円で1時間くらいというのはとてつもなく安いので、調整手当を6年後には10%にする。これでも多分金額としては一般企業と比べたら随分安いです。</p> <p>教員の給料については今国が3分の1、愛知県が3分の2を負担しています。調整手当を少しずつ上げるに伴い業務管理する文書を市町村がきちんと作れという仕組みになっていまして、この計画を作らなきゃいけない状況なんです。働き方改革で、犬山市も先生方はかつてと比べると随分時間外が少なくなってきました。教員がやるべきこと、教員がやるべきじゃないけれど関わってやること、教員以外のところでやるべきこと。3分類とはいうもののなかなか線が引きづらい部分があると思います。</p> <p>どれだけのことをやっていけるかわかりませんが、一応こういった目標を立てて、今後こういった業務管理を進めていきたいという物差しのようなものです。</p>
吉野委員:	<p>中学校と小学校で時間外の差が15時間ほどありますが、この差は何によって生まれるのでしょうか。</p>
教育長:	<p>学校現場の感覚はどうですか。</p>
前田 統括主査:	<p>部活動がやっぱり大きいです。下校時刻は中学校の方が遅いので、単純にその分子どもが帰ってから自分ができる業務時間が少なくなっているんで、そこかなと思っています。</p>
森 指導主事:	<p>全く一緒です。小学校だと子どもが早く下校するのでそこからいろいろな事をできますが、中学校に関しては、勤務時間をちょっと超えたあ</p>

	<p>たりまで子どもがいてそこから始めるので、その違いは大きいと思います。</p> <p>ただ土日の部活動が離れだしたので、大分中学校も小学校に近づいてきたなという感覚はあります。</p>
教 育 長:	<p>かつては7時から7時半に朝の部活動がありました。だから早い先生は朝5時から6時に学校へ来て、家にいるより学校にいる時間の方が長い。これがある限り先生方の働き方改革にメスを入れることはできないということで、いち早く朝の部活動を止めにしたのが犬山です。なかなか他の市町も右に倣えとすぐにはいきませんでした。今は全部やってないですね朝なんか。</p>
森 指導主事:	<p>そうですね。大口が活動していましたがもう切り離したので、管内はどこもやっていないと思います。</p>
教 育 長:	<p>犬山は小学校はやっていませんが、他の市町では小学校で部活をやっているところもあります。中学校と小学校の違いは、やっぱり部活動が一番大きな要因になっていると思います。部活動をやるものですから、大体今だと5時半に子どもを下校させるんです。で、下校させたからじゃあさようならって先生が学校離れられるかという、無事家についたかどうかで6時ぐらいまでは学校にいるんじゃないでしょうか。小学校は大体4時半、もうそれだけで下校状態1時間ぐらい違うんですね。それを積み重ねていくと、月に何十時間中学校の先生の方が多くなることは事実でしょうね。</p> <p>自分の考え方としては、勤務時間だけ仕事してもらえばいい。朝8時半から夕方5時までの間はやらしてもらわなければいけないけれど、皆が早く来なくてもいい、遅くまで残らなくてもいい。例えば、学校の先生を2つに分けて、今日はAグループがちょっと遅くまで残ってくださいと。1日とか1週間交代で早く学校から引ける方がいいれば、それも1つの学校運営、学校経営の方法かなと思うのですが、なかなかそのあたり校長先生の決断と先生方の同意が要るものですから。逆に今度あまり学校に遅くまで残ってはいかん早く帰れというのが、これまたハラスメントだと言われる状況があります。だから難しい。何でもハラスメントで嫌な世の中ですね。</p>
佐曾利 委 員:	<p>この計画の中身は、具体的な数字や業務をどのように整理するかということかと思いましたが、計画の趣旨のところ、教育職員の方々の「自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし」とあります。在校時間は減らすけれど、それによってこの目的の部分のどういう変化を目指すのでしょうか。もちろん元々総量的に減らさないといけないということもあると思いますが、会社とか仕事ではこれを目指すからこれを減らし、その代わりこっちを上げていきましょうといったことが結構謳われることが多いと思います。例えば目的に関する時間数はもっと確保すると</p>

	<p>ころを出すとか、何か別に謳われているのか、この計画には載ってこないだけの話なのか、もし他でそういうものが入っているならとお伺いしてみました。</p>
教育長:	<p>働き方改革とありますが、私は何もかも削ることじゃないと思います。だから、今までより時間をかけてやらなきゃいけないことはそれなりの時間を費やしてやればいい。削れるものは削っていくけれど、何もかも削るわけじゃないということは言っています。</p> <p>ここには書いてないかもしれませんが、本来先生方の業務は子どもたちに質の高い授業を提供することだとするのなら、もっと教材研究に時間を費やして無駄なところは全部省略しなさいと、そういう意味合いだと思います。文科省もよく言うんです。余りにも標準時数が多すぎる学校は、時間にゆとりがあるから加配を削りますよと。だから授業時数の計画はきゅんきゅんでやりなさい、ただし浮いた時間はもっと別の仕事に使いなさいと。言ってることと何か矛盾しているようですが、これは多分さっきの3分類に関わってくるのかな。もっと本来先生がやらなきゃいけないことをやろうねと、やらなくてもいいことは地域やスクールロイヤーに任そうねということですね。一番のねらいは単に時間外を減らすだけじゃなくて、本来の業務に専念するためにはどうするといいかということを出てきているということだと理解しています。</p>
佐曾利 委員:	<p>働きがいに関するデータとか数値とかの、何か指針がありますか。</p>
教育長:	<p>子どもが通いたいと思える学校、保護者が通わせたいと思える学校、先生方が働きがいを持てるような学校、これが犬山の目指している学校です。「主体性を育み自立する学校」という表現をしています。先生方が働きがいを持てるということは、やっぱり一番は労働環境。労働環境というのは人も物も含めてです。だから、特に校長教頭がやる気にさせてくれるような学校は最高ですよ。校長教頭がやる気を無くさせるような学校経営をしている学校は、働き甲斐が持てないでしょうね。校長先生、教頭先生には頑張ってもらいたいと思います。なかなか数値で表すことはできませんが、ストレスチェックをやると少しはそういった片鱗は見えるけれど、それが全てじゃないでしょうね。一人一人の先生方と5段階でどれぐらい働き甲斐がありますかというのをやってみると面白いかもしれませんが、その結果働き甲斐が下の方の先生ばかりだったら、校長教頭ちょっとショックでしょうね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では次に「犬山市地域クラブ認定要綱(案)」について、事務局お願いします。</p>
森 指導主事:	<p>趣旨として、第1条に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づき、部活動に代わる活動を実施する団体の認定に関し、必要な事項を定めるものとする」とあります。</p>

	<p>認定要件の第2条第1号で「中学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、中学校に在籍する生徒が希望する活動に主体的に参加できるようにすること」とあり、第9号で「中学校、教育委員会等との連携が適切に行われていること」という表記もされています。この連携については、様式第2の下の方にある「学校や犬山市教育委員会等との連携が適切に行われていること」で、アからエまで記載があります。</p> <p>第6条では、認定地域クラブに対し、次に掲げる支援を行うということで、第1号「学校施設の利用に関すること」、第2号「中学校の体育連盟等が主催等をする大会、コンクール等への参加に関すること。」、第3号「その他教育委員会が特に必要と認めること」、と記載しています。様式は、様式第8まであります。</p> <p>この要綱は、令和8年4月1日から施行する予定です。</p>
教育長:	<p>これまで愛知県中小学校体育連盟の大会は学校単位で参加していましたが、中学校の部活動の地域展開ということで、部活動を地域クラブというように段々変えようとしています。で、地域クラブもそういった大会に参加できるようにするためには、市町村の教育委員会が「認定地域クラブ」として認定しなければならないということで、こういった要綱が必要になってきたということです。</p>
渡邊委員:	<p>第6条にある「支援」について、物的支援はある意味学校施設を貸す等ですが、金銭的な支援はありますか。あと、ないとは思いますが、9条にある認定を取り消したとき、取り消された後そこに所属していた子どもたちはどうなるのでしょうか。</p>
安藤 課長補佐:	<p>認定地域クラブへの支援で、お金を補助金のような形で渡すことは想定していません。第6条第1号の施設の利用に関しては、学校開放と同じようなイメージで、でも学校開放より多少優先してこの学校のこの時間を割り当てますよという調整をしています。それを引き続き行うというようなイメージです。第2号に関しては、認定地域クラブになっていないと大会に参加できないものですから、この文言ができています。基本は、学校の物を貸すことはあるがお金を渡すという想定はしていないということです。</p> <p>認定の取り消しについてはあまり想定していませんが、そこに所属していた子どもが夏の大会目指して頑張っていたけれど参加できなくなるということはありません。しかし、認定から外れてもクラブ自体が無くなるわけではないので、地域クラブ側から見ると、別に教育委員会の認定を受けないといけないというわけではないということです。ただ認定を受けないと中小体等の大会は出られない可能性が高くなるので、取り消しになったら、そこが一番子どもたちには不利益が生じるところかなと思います。</p>
渡邊委員:	<p>例えば、団体の認定が取消されて中体連に出られなくなり、そのクラ</p>

	ブのメンバーが一気に元の中学校の部活動にとか。
教育長:	地域クラブになったらもう中学校の部活動はないと思ってください。もし認定が取り消されたら、そのまま看板を付け替えて別の方がやるか、そこのクラブの子たちが皆分散してどこかの所属に入るか。方法がいいかどうかは別ですが。認定を取り消すのはよほどのことがなければありませんが、もし取り消されたような場合があれば大会には出られない。でも、別に大会に出なくてもこのクラブで活動したいという子は別に活動すればいい。だけど、大会に出たいという子はそこから出て他のクラブへ。これはもう市町村の枠も超えてしまう可能性があるんで、犬山域に1つしか地域クラブがないとしても、江南市にあったら江南市の方に行ってやるということも可なんです。たまたま学校の部活動の地域展開というのがあったからどうしても市と学校、地域クラブとの繋がりが切れませんが、現に今でも市外のクラブチームに入って活動している子たちがいるので、そういったことをゆくゆくは想定しています。
渡邊委員:	部活動がやりたいとって学校の先生になる方もいらっしゃると思いますが、地域クラブに参加するのは当然許可を受けてですか。
教育長:	兼業申請を出していただきます。
堀委員:	不適切だと認定からは外れますが、試合に出られないだけで、そのクラブはあってもいいんですよ。
教育長:	何をやったか、程度によります。
堀委員:	そこなんです。例えばハラスメントとか暴力があった場合、やっぱり続けていきたいと言われたら、指導はどなたがされるんですか。
教育長:	それは犯罪ですから、もう指導じゃなくて警察の捜査の範囲です。
堀委員:	何か改善して欲しいことを、どなたがやるのかと。
教育長:	教育委員会が認めているわけですから、どうこうはやっぱり教育委員会がやることです。
吉野委員:	例えばハラスメントとか暴力とか事故が起こった場合の責任は、民間の団体なんだから民間さんよろしくなのか教育委員会が持つのか、その辺どういう建て付けなのか。
教育長:	それは民間ですね。
吉野委員:	基本的には民間。そうすると、今言われたみたいな例えば暴力があったときに、教育委員会は指導とか改善は取り組むけれど責任はないということですか。
教育長:	責任の所在を言われたら認定してるじゃないかということになりますが、やっぱり地域クラブが主体になって運営している組織であるとするなら、教育委員会に最終的な責任がくることはないと思います。
渡邊委員:	ただ、兼業で学校の先生が入っているところで何か起こった場合はきそうな感じはします。
教育長:	それは個人の問題であって、学校あるいは教育委員会に責任がくる問題ではないと思います。

吉野委員:	<p>プライベートということですね。わかりました。もしそこで教育委員会が最後責任を持つのであれば、チェック体制はどうなっているのかお伺いしたかったので、あくまで民間のスポーツ団体だということであれば、この規定で良いかなと思いました。</p> <p>2点目の質問ですが、要綱第2条の第7号の「次の事項が記載された規約等を作成し」として、役員として代表、会計、監事3名がいる組織だというのはわかりますが、指導者に関しては何か規定みたいなものはあるのでしょうか。指導者資格は要るのか要らないのか、例えば過去に性的な問題を起こした人が指導者になれるのか、なっても認定するのかとか、そういうような要件はなくていいのでしょうか。</p>
教育長:	<p>指導者のライセンスを持った方しか指導ができないとなると、ほとんど指導者にはなれないだろうと思います。</p>
吉野委員:	<p>そこはハードルの問題ということですね。</p>
教育長:	<p>こいつは危ないと思うのはいないわけじゃないので、そういう人には遠慮してもらいたいけれど、なかなかそれはわからないですよ。けどそういうことが起こったとしたら、もうこれは指導の範疇じゃないと思っています。警察が厳しい取り調べをしていただければと思います。</p>
森 指導主事:	<p>たびたび現地に赴いて活動の様子を見たり、いろんな報告をいただいてガイドライン等をきちんと守っているか確認した上で認定しようとしています。条文にもありますが、何回も注意しているのに従わずめちやくちや練習するとかであるならば、認定クラブじゃなくて一般のクラブチームとしてやってくださいということで、認定を取り消すということです。</p> <p>指導者の把握に関しては、なかなか難しいと思っています。責任の所在が犬山市教育委員会にないのかと言われたときに、認定してるじゃないかと突っ込まれる可能性はあります。一概に地域クラブの方に責任がありますよということで済むのかという心配は、確かにちょっとあるかなと個人的に思います。</p>
教育長:	<p>元々中学校の部活動があった団体で地域クラブに移るものだから、過渡期にあたる時期はやっぱり教育委員会は多少は関わらないと。今は多少どころかめちやくちや関わって移行できるようにやっていますが。部活動の発展ではなく、元々地域で活動しているクラブを認定クラブとするかどうかということからいけば、元々あるのか今から作るかの違いであって、本来は元々あるような形で運営されていくのが一番ですね。</p>
吉野委員:	<p>概ね教育長のご意見に賛成します。基本的には地域クラブは民間なので民間で頑張っていただくのが一番いいと思いますし、そうしないと先ほどあった時間外の話の改善にもならないでしょうから、やるのであれば部活なら部活、地域クラブなら地域クラブと完全に切り離す形がいいのかなと個人的には思っています。先ほど言われたように、認定しているから火の粉が降りかかるというのはちょっと心配かなという気はし</p>

	<p>ていますが、一応見てある程度は心配ないようにしますよというお言葉だったのでそれは非常にいいかなと思います。</p> <p>1点だけちょっと心配なのが、スポーツの体罰等がなかなか無くならないのは何か仕組み的なものがあるんだと思います。指導者もほとんどが悪気があってやっているわけじゃないと思いますし、子どもたちも勝つためには仕方ないと受け入れている面がある意味あったり、保護者にも同じようにあってみんな共犯になって、それは最初からじゃないと思うんです。段々勝てるようになっていく段階で起こっていることだと思うので、定期的なチェックが必要なのかなと思いました。最初認定のときにすごくすばらしい指導者だからOKというのではなく、経過を見ていける仕組みがあるといいのかなと思いました。</p>
教 育 長:	<p>勝利主義というかね。本来スポーツは楽しむもの、勝つためにやるのではなく生涯楽しむためにやるという考え方をした方がいいのかなと思います。</p>
木澤委員:	<p>先日ちょっとサッカーをやっている方から聞かれたのですが、夜間使おうと思ったらお金が要るということで、地域クラブなのに教育委員会が関わっているのにどうしてと。地域クラブと今まである民間クラブとの違いというか、いずれは地域クラブも学校のクラブから全く離すのを未来に置いているということはわかりましたが、指導している方がその辺をしっかりと胸に落としていないと、なんで犬山市のことをやっているのに学校が使えないんだとか、そういう負の方になってきていたような気がします。その辺、指導者の方たちの胸に落ちる、そうだよなっていうのを分かり易くしていただけたらありがたいなと思いました。</p>
教 育 長:	<p>学校の部活動でも夜間照明を使う、施設を使う、あるいは羽黒のサッカーの会場を使うのはお金が要りますよ。</p>
木澤委員:	<p>そうですね。それはちょっとお聞きしましたが、当事者たちがそこまで気づいているのか。例えば、アリーナのところを使おうと思ったら使用料が必要って、なのに学校がどうして使えないんだとか。要するに平日の夜間使えないとか、そういう決まりはあるんですか。</p>
教 育 長:	<p>大体学校が平日の夜間に部活動はやっちゃいけないですよ。</p>
木澤委員:	<p>やっちゃいけないですか。</p>
教 育 長:	<p>地域クラブで活動するならいいですよ。夜間の地域クラブなら別にこれは認めます。</p>
木澤委員:	<p>地域クラブならいいですか。</p>
教 育 長:	<p>それまでただで活動させろというのは、逆にそちらの方が何を言ってるのという考えだと思います。要は学校の部活動が夜活用することはありませんが、夜間照明使ってやるなら金は要るということです。どこでも誰でも金の要る施設を使えば金が要るということです。だから、学校のことをやってるのに何で金を使わなければいけないじゃなくて、もしやるなら一番は金のかからないところでやることですね。</p>

	<p>その方が納得していないなら説明させていただきますので、もしそういうことをおっしゃる方がいらっしゃれば、教育委員会へ行って聞いてちょうだいと言ってもらえればと思います。</p>
野副委員:	<p>先ほどのトラブル等があったときに教育委員会か地域クラブかどちらの責任になるかという話ですが、今まで部活でやっていたことが地域クラブに移行していく過渡期ということが大きいと思いますが、保護者の方からすると、やはり学校がやっている委員会がやっているというような認識がまだ残っていると思います。その辺を保護者、子どもたちもちろんですけども、丁寧に説明していくことが大事だと思いました。</p>
教育長:	<p>地域クラブで子どもたちのトラブルがあったとき、これは学校内で起こったことじゃないから学校外で解決するようにしろという扱いをしたケースがありましたが、子どもたちが元々所属しているのは学校だから、学校が全く動かなくていいというわけにはいかない、どっぷり浸かることはないけれど、地域で起こったことだから地域で解決しろという姿勢はよくないという指導をしたことがあります。</p> <p>ただ、最終的にはやっぱり地域に移行したのならそちらで本来は解決する。連携はとらないといけません。</p>
野副委員:	<p>子ども間のそういうトラブルより、指導の体制や指導者のハラスメント等に対して、こういうふうなんですけどっていうようなことが、多分責任として教育委員会や学校にというように最初のころは保護者の方からあるかなと思って。</p>
教育長:	<p>もしそういう連絡が教育委員会にあれば地域クラブに連絡をして、こういう連絡があったので気をつけてよと。例えば子どもたちが大けがをすとか心に大きな傷を負うようなことがあれば、これはやっぱり呼ぶなりして事情を聞いて、事によっては先ほど言ったように、警察へ事件として調査していただくことも必要かなと思います。</p>
野副委員:	<p>橋渡しというか繋ぐということが過渡期的にはすごく大事なかなと思いますが、やはり地域クラブは部活とは違いますよというところを上手に広報していくことが必要かなと思います。</p>
教育長:	<p>先ほど市は金の支援はしないよと、だから会費集めればいいんです。例えば、学校体育館の照明を使うということであれば照明代だけは払ってもらわなければならないので、今は会費を集めていないから負担をその方がされているのかどうかわかりませんが、ゆくゆくは年会費あるいは月の会費をいくらか集めていただき、その中で会場借用とか道具なんかも出すようにしてもらえば。吹奏楽は何十万とする楽器を買えないので学校の物を使っていただくしかないと思いますが、その辺りも含めて学校とも協議をしている段階です。</p>
木澤委員:	<p>要は部活から地域クラブに変わるという中で、そういうことが起きてくるよということをやする側も自覚してもらおうということですね。会費を</p>

	取るなりなんなりして。
教 育 長:	そういうことですね。会費を取っていただくようになれば、もう全く独立した組織になっていきますが、今はまだ過渡期中途半端な時期なので、なんだ金取るのかとなるかもしれませんが。
渡邊委員:	「お金を取るということは」というそもそも論になってしまいますが、地域クラブを作るときは結局民間の団体になるわけですね。ということは、簡単に言えば利潤を追求してもいい業務になると思うんです。例えばこういう地域クラブがありますよ、教育委員会が認定してくれるとなったとき、同種で今あるのとはまた違うスーパースターの指導者がいる団体ができるときには、今いる子たちがごそっとそっちに行くということも可能になってしまうんですね。
教 育 長:	可能です。どのクラブで活動するかは活動する本人の問題だから。
渡邊委員:	副業で地域クラブに参加している先生の報酬は、その地域クラブから支払われるんですか。
安藤 課長補佐:	合同部活動の中で指導していただいている教員じゃない方には市からお金は出ていますが、地域クラブという形で動いていただいているところに関しては、市から渡すということはありません。地域クラブからその方に報酬が出ているか出ていないかは、クラブによって多分変わると思います。
渡邊委員:	地域クラブをやられる方は、それで生計を立てるのでしょうか。
安藤 課長補佐:	生計を立てるというところまでは多分やれません。そういう方が出てきても別にそれはいいのではないかと思います。
教 育 長:	ただ、いくつかのスポーツクラブを統括するような立場の方はいらっしゃいます。テニスの方がありましたか。
安藤 課長補佐:	社団法人を立ち上げて水泳とかテニスをやろうとしている方はいらっしゃいますが、実際にそれで個人の収入としてすごく大きくなるかという多分そうではない設定をされていると思います。別にそれで実際に子どもたちが入っていくのであれば、それはそれでいいのではないかと思います。先ほどの認定するクラブになるかどうかはまた別の話です。
堀 委 員:	参加費は、活動の維持及び運営に必要な範囲で可能な限り安くしてくださいというように認定の要件に入っています。ただ、これがどれぐらいの金額かは全くわからないので。
教 育 長:	さっき言ったように、指導者の報酬も出さなきゃならないなら、しっかりと運営していけるだけのお金はないといけない。ただ、儲け過ぎてはいけませんよ。言いたいことは、どこまでが儲け過ぎでどこまでがそうじゃないのかということですね。
堀 委 員:	金額がどれぐらい高くなったら認定しないとか、そういうのも出てくるのでしょうか。
教 育 長:	そのあたりは、やっぱり収支を報告してもらわなければいけません

	ね。どれだけ会費を取って、そのお金がどのように使われているか。お金の使われ方が非常に乱暴であれば、ちょっと認定するには一考が必要かなと思いますね。
渡邊委員:	極端な話、民間のスポーツクラブ等が参入することは可能ですか。
教育長:	可能です。
佐曾利 委 員:	後援名義を取るときは事業単体で申請をして、事業者の他のメニューを売り込む利益誘導はだめですよ。今のお話は市が認めてOKというような聞こえ方がするので、後援名義を認定する目的と地域クラブを認定する目的の違いが、外から見るとわからないんじゃないかと思いました。申請書も毎年提出であれば指導者の名簿も必ず毎年出てくると思いますが、今は更新の期間が書かれていなので、出しっ放しで変更届を出す必要性もまあいいかとなると、結果市に登録されているものが何年も前の情報のままになっているということはないか。子どもたちにこっちが案内している情報になっているので、クラブチームに勧誘されたとか別のスポーツを紹介されたとかが起きないか。それが協同になっていくのか、選択肢が広がってよかったねになっていくのか、そこら辺が外から見ると曖昧だけれど、市が認定しているから安心していうのだけが保護者には伝わるんじゃないかとちょっと心配です。
教育長:	後援名義の使用を許可するかしないかはイベントに対してです。だから、その組織の継続的な1年間の活動に対して後援するわけではないんです。 地域クラブは活動計画も、当然ながら報告も出してもらわなければならないから。これは多分毎年出してもらわなければならないので、チェックはされると思います。さっきも言ったように、民間がやるんだったら、それに対して犬山市や犬山市教育委員会がどうだこうだと口を挟むものじゃないですよ。
野副委員:	モニタリングみたいなことはきちっとしていくのでしょうか。年次報告もその1つだと思いますが。
教育長:	活動の実態がわからないのにどうこうってことはできないですよ。
野副委員:	認定をずっと年頭年頭で続けていけるかどうかというチェックは。
教育長:	だから活動計画を出していただいて、最後は活動報告を出していただくことを考えていませんか。
安藤 課長補佐:	毎年度3月末までに事業報告、会計決算報告を出していただくことになっています。そこでなんかすごく参加費取っているなあとか、支出が報酬の方にすごく偏ってるなみたいなのところはわかるので、ちょっとおかしいんじゃないかというところには、きちっと聞き取りをしていくことになると思います。
渡邊委員:	競技とか指導者によっても報酬が違うんです。多分見る人によって程度が違ってくる。先ほど言われたようにすごく掛かってるなと一般の人が思っても、その業界からすればこんなもんだよねという差があると

	<p>き、例えば参加費を取るという前提で動かれるのであれば、予算案を審査の段階で出してもらおうと、お金がこれだけかかるかどうかというのがある程度チェックできる。</p> <p>民間が入るとなったとき、市の教育委員会がOKしてくれるという文句はものすごく大きい。塾でしょっちゅう生徒の取り合いが起こっているように、クラブチーム同士の取り合いが起こってしまうともう何のための地域クラブなのか、最初の元々志がある人達が逆にいなくなって、本当に民間のいい市場になるのを促すことになりかねない。ある意味市が認めるという段階なので、責任を取る取らないじゃなく、入口のところで例えば予算に対してのものとか指導者に対するチェック、人選の確認等も事前にある程度建て付けて、程度程度の物差しで見て1年間正しく実行されたかどうかというようにしていかないと、本当に何か競争する場になってしまうと思います。</p>
<p>教育長：</p>	<p>ただ、市が補助金や委託金を出していれば別ですが、そこまで関与する権限はないと思うんです。例えば今の市が認めるか認めないかにしても1つだけじゃなくて別に複数のクラブを認めればいいわけで、じゃあ大会はどうやって出るのかといたら、総当たりで戦いどこか1チーム出場するところを決めてくれるよう言えばいいわけです。だからその辺が民間の経営と市が関与する部分の違いだと思います。塾だって月謝集めるし、先生の質も違うかもしれません。子どもは選んで行けばいいんです。例えば塾の月謝も地域で比べて高すぎるからもっと安くしなさい、安すぎるからもっと高くしたらと教育委員会が言おうものならとんでもないことですよね。だからその辺は民間で協働していただいて、いかにいい地域クラブに育ててもらおうかです。いい人材が来る、いい子どもたちを育てる。</p> <p>たださっき言ったように、ちょっと儲けすぎている場合は認めるわけにはいきませんが。簡単にはいかないと思いますがその辺りは常識の範囲内で考えて、ちょっと会費高すぎるよね、儲け過ぎていないかぐらいは言えますよね。ちょっとこの月謝高すぎるので、もう少し保護者の負担軽減させてやってもらえませんか。でもうちはこれで精一杯なんですよと言われたら、保護者がもしそれだけのお金を払うのが嫌だったら他のところに行けばいい。</p>
<p>吉野委員：</p>	<p>民間参入という話で、ここはまあいいかそんなに市が口出すことじゃないかなというのはありますが、1つ懸念があって、例えば野球のスポーツクラブが野球の地域クラブを作ったとき、第2条第2号あるガイドラインに沿った適切な活動時間及び休養日が設定されているクラブチームを作って、裏で本体のクラブチームで強化練習をすると結局実質守られないとなったり、勝ちに行くのであれば多分そうなるだろうというのは容易に予想がつきます。やはりそこまで口を出さないようにしていくのであれば、致し方ないから指導していくしかないかなと思いますし</p>

	た。
教 育 長:	基本的には、地域クラブの認定をするには要綱を守ってもらわなければいけないということです。
吉野委員:	何とか野球の地域クラブと野球スクール本体みたいなものと組織を2つ作って、どっちにも自由市場の結果として所属しちゃった場合には、多分毎日みっちり練習することになるんだろうなと思って。
教 育 長:	毎日みっちりやりたかったらそういう活動の仕方もあるんじゃないですか。
吉野委員:	それではあんまりガイドラインってあってないような気がします。
教 育 長:	ある程度の指針を示しておかないといけないということで、要綱が作られたということです。 よろしいですか。 では次に「令和7年度犬山市教職員退職辞令伝達式について」と「令和8年度犬山市教職員辞令伝達式について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	令和7年度犬山市教職員退職辞令伝達式は、3月31日午前10時から市役所2階205会議室で行われます。こちらは退職される本人とその所属校の校長先生に参加していただきます。 令和8年度犬山市教職員辞令伝達式は、4月1日午前9時45分から市役所2階205会議室にて、市内の小中学校長のみが参加して行われます。
教 育 長:	では「議会の議決を経るべき事件について」、事務局お願いします。
	<非公開>
教 育 長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。 特に意見はなかった。
	<b>自由討議</b>
教 育 長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事 務 局:	ありません。
	<b>そ の 他</b>
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
	<b>閉 会</b>
教 育 長:	これもちまして、3月定例教育委員会を終了(11:58)させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 4月27日(月) 10時 401会議室